

# 山梨県ロゴマーク使用取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この取扱要綱は、山梨県が制作した「山梨県ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」の適正な使用を確保し、その普及を促進するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 ロゴマークとは、「山梨県ロゴタイプ・マーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）に示すものとする。

## (権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、山梨県に属する。

## (使用目的)

第4条 ロゴマークは、山梨県のPR及び、県民の誇りや故郷を愛する心を醸成するために、積極的に使用するものとする。

## (使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ山梨県ロゴマーク使用承認申請書（別紙様式第1号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) その他知事が認めるとき。

## (使用基準)

第6条 使用者は、次に掲げる各号の全てに該当したときに限り使用することができる。ただし、知事が不適切と認めたときはこの限りではない。

- (1) 山梨県の信用及び品位を害するおそれのないとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのないとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのないとき。
- (4) 自己の商標とする等、独占的に使用し、または使用しておそれのないとき。
- (5) 暴力団、暴力団員及びこれらに準ずる者の利益になるおそれのないとき。

2 前項の場合において、使用者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本取扱要綱及び別に定める使用マニュアルを遵守すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (4) ロゴマークの使用により生じた事故や苦情等に関しては、使用者本人の責任において

必要な処理を行うこと。

(使用承認)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、第6条第1項で定める使用基準に基づき申請内容を審査し、速やかに承認の可否を決定した上で、山梨県ロゴマーク使用承認・不承認通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知する。

2 承認を受けた者は、第6条第2項に規定する条件を遵守しなければならない。

(成果物の提出)

第8条 前条の規定により知事の承認を受けた使用者（以下「承認を受けた使用者」という。）は、すみやかにロゴマークを使用した成果物について、山梨県ロゴマーク使用成果物提出書（別紙様式第3号）により、1部を知事に提出しなければならない。

2 前項の成果物は、写真の提出により代えることができる。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料金は無料とする。

(承認の期間)

第10条 ロゴマークの使用承認の期間は、承認の日から起算して三年を限度とする。

2 承認を受けた使用者は、前項の使用承認の期間の満了後も引き続きロゴマークを使用しようとするときは、山梨県ロゴマーク継続使用届出書（別紙様式第4号）を使用期間の満了日の二月前までに知事に届け出ることにより、三年を限度としてその期間を更新することができる。

(承認事項の変更)

第11条 承認を受けた使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに山梨県ロゴマーク使用変更承認申請書（別紙様式第5号）を知事に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する変更に係る承認については、第7条第1項の規定を準用する。

3 承認を受けた使用者は、変更の承認を受けた後でなければ、当該変更内容に係るロゴマークの使用をすることができない。

(承認の取消し)

第12条 知事は、承認を受けた使用者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すものとする。

(1) 第6条第1項に規定する使用基準に該当しなくなったとき。

(2) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 第7条及び前条に規定する申請内容に虚偽または不正があったとき。

(4) その他使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 知事は、使用承認を取り消したときは、山梨県ロゴマーク使用承認取消等通知書（別紙様式第6号）により承認を受けた使用者へ通知する。

- 3 使用承認を取り消された使用者は、ロゴマークを使用してはならない。この場合において、承認を取り消された使用者は、既にロゴマークを使用した物品等を回収するよう努めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を取り消したことにより生じた損害については、一切責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による使用承認は、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者または使用対象物について山梨県が推奨するものではない。

(使用状況の報告および使用実績の公表)

第14条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、または、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

- 2 使用者は、山梨県がロゴマークの使用実績について、使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(経費等の負担)

第15条 山梨県は、この要綱によるロゴマーク使用承認申請書等の手続きおよびロゴマークの使用の実施に係る経費は負担しない。

(損害賠償)

第16条 ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、山梨県はいかなる場合においてもその責任を負わない。

- 2 第12条の規定により使用承認を取り消された者は、その使用に伴って山梨県に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月27日より施行する。

(様式第1号)

## 山梨県ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(住所)

(会社・団体名)

(代表者職氏名)

印

山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1. 使用対象

2. 使用目的及び方法

3. 使用期間 (最長3年)

4. 担当者名/連絡先

5. その他資料 (※可能な限り、ロゴマークを使用する対象の写真やパンフレット等を添

付してください。)

(様式第2号)

## 山梨県ロゴマーク使用 [承認・不承認] 通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県知事

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用については、山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり [承認・不承認] とします。

### 記

#### 1. 使用対象

#### 2. 使用期間

#### 3. 使用条件 (承認の場合)

- (1) 山梨県ロゴマーク取扱要綱及び使用マニュアルを遵守すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標権、意匠権等の知的財産を取得しないこと。
- (4) ロゴマークの使用により生じた事故や苦情等に関しては、使用者本人の責任において必要な処理を行うこと。

#### 4. 不承認の理由 (不承認の場合)

(様式第3号)

山梨県ロゴマーク使用成果物提出書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(住所)

(会社・団体名)

(代表者職氏名)

印

山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり成果物を提出します。

記

1. 成果物の概要

2. 成果物または写真等

(様式第4号)

山梨県ロゴマーク継続使用届出書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(住所)

(会社・団体名)

(代表者職氏名)

印

山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 使用対象

2. 使用目的及び方法

3. 使用期間 (最長3年)

4. 担当者名/連絡先

5. その他資料 (※可能な限り、ロゴマークを使用する対象の写真やパンフレット等を添付してください。)

(様式第5号)

## 山梨県ロゴマーク使用変更承認申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(住所)

(会社・団体名)

(代表者職氏名)

印

山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第11条の規定により、下記のとおり変更したいので申請  
します。

### 記

#### 1. 変更内容

2. その他資料 (※可能な限り、ロゴマークを使用する対象の写真やパンフレット等を添  
付してください。)



(様式第6号)

## 山梨県ロゴマーク使用承認取消通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県知事

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、山梨県ロゴマーク使用取扱要綱第12条の規定により、下記のとおり承認を取り消します。

記

1. 取り消しの対象

2. 取り消しの理由